

止シ又ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコト

アルベシ

一 農地開發法、同法ニ基キテ發スル命令若ハ之ニ

依リテ爲シタル處分又ハ本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

附 則

農地作付統制規則並に作付統制助成規則の公布

臨時農地等管理令、同施行規則について既に本誌本欄所報の如くであるが、同令の規定に基く農作物の作付の制限、禁止、又は命令等に關する農地作付統制規則は昭和十六年十月十六日付官報を以て公布せられた。又之に繼ぎ作付統制助成規則は十月二十五日附官報を以て公布を見たが、右兩省令を掲ぐれば以下の如くである。

農地作付統制規則

(農林省令第八十六號)

第一條 臨時農地等管理令第十條及第十三條ノ規定ニ

基ク農作物ノ作付ノ制限、禁止及命令ハ本令ノ定ム

ル所ニ依ル

第二條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他権原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下権利者ト稱ス)ハ當該権利者ガ昭和十五年九月一日以後農林

コトヲ得

大臣ノ指定スル農作物(以下食糧農作物ト稱ス)ノ作付ヲ爲シタル農地ニ付當分ノ内食糧農作物以外ノ農

作物ノ作付ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受

ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 農林大臣其ノ指定スル農作物(以下制限農作

物ト稱ス)ノ作付ヲ食糧農作物ノ作付ニ轉換セシム

ル爲必要アリト認ムルトキハ各道府縣毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキス

第四條 地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ各市町村毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ市農會又ハ町村農會ニ通知スベシ

第五條 市農會又ハ町村農會前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ作付轉換計畫ニ從ヒ作付ヲ轉換スベキ制限

農作物ノ種類及面積並ニ當該農地ニ新ニ作付スベキ

食糧農作物ノ種類、面積其ノ他必要ナル事項ヲ定メ農地ノ権利者ニ指示スベシ

前項ノ場合ニ於テ市農會又ハ町村農會ハ當該農地ニ付小作料ノ種別、額又ハ率、減免條件其ノ他ノ條件ノ變更ヲ適當ト認ムルトキハ市町村農地委員會ニ對

シ小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ之ガ定ラ爲スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第六條 前條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者ニシテ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物ノ作付ヲ爲ス者ハ別

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ

第七條 第五條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者

一、臨時農地等管理令施行規則第十九條乃至第二十二條ヲ削除ス

二、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

三、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

四、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

五、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

六、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

七、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

八、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

九、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

十、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

十一、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

十二、本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

施行ノ際現ニ施行セラルモノハ本令ニ抵觸セザル限
リ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

作付統制助成規則

(昭和十六年十月二十五日)
(農林省令第八十八號)

作付統制助成規則左ノ通定ム

第一條 農林大臣ハ農地ノ作付統制ヲ助成スル爲本則

ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ左ニ掲タル道府縣ノ費用又ハ補助金

ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵

金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

一 作付統制ノ計畫ノ設定及其ノ指導監督ノ爲支出

スル道府縣ノ費用

二 作付統制ノ計畫ノ實施及督勵ノ爲支出スル市町

村農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

三 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ農地作付

統制規則第二條ノ食糧農作物又ハ蔬菜ノ作付ノ指

示ヲ受ケタル者ガ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物又ハ

蔬菜ノ作付ヲ條件トシテ行フ桑樹、茶樹、果樹ノ

整理ノ爲支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補

助金

四 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ其ノ指示

ニ依リ作付スル食糧農作物及蔬菜ノ種苗購入ノ爲

支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

五 作付統制實施ノ爲勞力補給施設ノ爲支出スル費
用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

第三條 助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

一 第二條第一號ノ費用ニ對シテハ作付統制ノ計畫

ノ設定ノ爲支出スル費用ニ付テハ一道府縣當三十

○圓以内、指導監督ノ爲支出スル費用ニ付テハ作
付轉換面積十町步當十五圓以内

二 第二條第二號ノ補助金ニ對シテハ作付轉換面積
五町步以上ノ市町村ニ在リテハ作付轉換面積一町

步當五圓以内ニシテ一市町村農會當二〇〇圓以
内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

一市町村農會當二五圓以内ニ付テハ反當二〇圓以
内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

三 第二條第三號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二〇圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

四 第二條第四號ノ補助金ニ對シテハ其ノ費用ノ三
分ノ二以内

五 第二條第五號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

勞力ノ補給施設ノ爲支出スル費用ノ範圍内拘ラズ
之ヲ交付スルコトアルベシ

六 特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ
拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

七 第二條第六號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

八 第二條第七號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

九 第二條第八號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十 第二條第九號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十一 第二條第十號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十二 第二條第十一號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十三 第二條第十二號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十四 第二條第十三號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十五 第二條第十四號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十六 第二條第十五號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十七 第二條第十六號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十八 第二條第十七號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

十九 第二條第十八號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

二十 第二條第十九號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹
ニ付テハ反當二十圓以内、果樹ニ付テハ反當三十
圓以内

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣助成金ノ交付
ルコトアルベシ
ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタ
ルトキハ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ニ農林大臣ニ報
告スベシ

第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一
ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金交付ノ指
令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ
一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

第八條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一
ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金交付ノ指
令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ
一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ申請書
ニ左ニ掲タル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベ
道府縣ノ補助金ニ對シ道府縣ニ助成金ヲ交付スルコ
トアルベシ

第十條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第二條
第二號ノ規定ニ拘ラズ市町村ノ費用ニ對シ交付スル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

前項ノ助成金交付ニ關シテハ第三條乃至前條ノ規定
ヲ準用ス

前項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘ
シ

トスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト
認ムルトキハ計畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズ

農業生産の統制並に土地工作物管理
使用令中改正に關する勅令案要綱の

決定

東條内閣最初の第二十回國家總動員審議會は昭和十